

## 新型コロナウイルス感染症に対する宜野湾市の対策方針

(令和2年2月28日)

令和2年2月27日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策会議にて、内閣総理大臣より感染症拡大防止のため全国の小中学校等の臨時休校の要請がありました。これを受け、宜野湾市インフルエンザ等対策本部会議では、宜野湾市立小学校・中学校・幼稚園及び認可保育所及び学童保育について本市の方針を下記の通りに決定しました。

### 記

#### 1. 宜野湾市立小・中学校の臨時休業について

児童生徒の健康安全を第一に考え、また、感染拡大を予防するため「臨時休校」とします。

##### 【市立小学校・中学校】

##### (1) 臨時休校期間

令和2年3月4日(水)より3月23日(月)まで臨時休校とします。

(3月2日(月)、3日(火)は、給食あり5校時まで授業があります。)

##### (2) 卒業式について

参加者の制限、内容等を精選し、感染予防対策を行い実施します。

中学校卒業式：3月7日(土)、小学校卒業式：3月19日(木)

##### (3) 修了式・離任式について

修了式・離任式については、3月24日(火)に予定通り行います。

##### (4) 高校入試について

予定通り実施します。尚、新型コロナウイルス感染症により受験できない場合は救済措置があります。(詳細については、県教育委員会ホームページをご覧ください。)

##### (5) その他

ア. 臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようご指導ください。

イ. 部活動・スポーツ少年団等の活動、施設の開放は原則として、臨時休校期間中実施しません。

ウ. 小学校1年生～3年生、特別支援学級児童(1年生～6年生)については、

家庭の状況により、預かり手のいない場合、臨時休校期間中も午前中のみ登校可能ですので、学級担任へご相談ください。

エ. 臨時休校期間中は、各家庭において体温測定による健康状態の管理や安全指導、学習課題への取り組み等の対応をお願いします。

### 【市立幼稚園】

#### (1) 臨時休園期間

令和2年3月4日(水)より3月17日(火)まで臨時休園とします。

#### (2) 預かり保育

長期休業日と同様の保育時間で実施します。(8:15~18:00まで)

#### (3) 修了式について

参加者の制限、内容等を精選し、感染予防対策を行い、3月18日(水)に予定通り実施します。

#### (4) その他

ア. 預かり保育の園児は登園前に必ず検温を行い、登園前の検温で37.5度以上の発熱がある場合は、登園を断る扱いとします。

イ. 感染症拡大防止のため、家庭保育が可能な家庭においては、家庭保育の協力をお願いいたします。

ウ. 午前保育のご家庭において、就労等によりどうしても家庭保育が難しい場合は、学級担任へご相談ください。

※休校・休園については、今後の状況の推移により変更される可能性がありますので留意ください。変更されたことにつきましては、市ホームページ各小中学校ホームページによりお知らせいたします。

## 2. 保育所等及び学童保育について

保育所等と共働きやひとり親家庭の小学生を放課後に預かる放課後児童クラブ(学童保育)については、原則として開所とします。

但し、園児児童は登園前に必ず検温を行い、登園前の検温で37.5度以上の発熱がある場合は、登園を断る扱いとします。

また、感染症拡大防止のため、家庭保育が可能な家庭においては、家庭保育の協力をお願いいたします。

### 3. 児童センターの運営について（6カ所）

小中校学校が休校になると児童生徒は自宅待機を余儀なくされ、多くの児童生徒が児童センターを利用する可能性が高いため、感染拡大防止の観点から、市内小中高校が休校してから当面の間、児童センターを閉館とします。なお、開館時期については小中高校の開校時期を目安とします。

（閉館する児童センター）

大謝名児童センター、赤道児童センター、大山児童センター

新城児童センター、我如古児童センター、長田児童館

※公立学童クラブについては、通常どおり開所となります。

### 4. 子育て支援センターについて（公立1カ所、民間6カ所）

乳幼児及びその保護者が交流する目的である子育て支援センターについては、当面の間、閉所とします。

### 5. ミニじどうかん じゃんけんぽん（児童健全育成巡回事業）

感染拡大防止の観点から、市内小中高校が休校してから当面の間、中止とします。なお、開始時期については小中高校の開校時期を目安とします。

### 6. 放課後等デイサービスについて

厚労省発令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」の通知に則し、感染予防に留意したうえで原則開所とします。

幼児児童生徒の受入れに当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。